

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定によって、令和8年度後期実施技能検定について、次のとおり公示する。

令和8年9月1日

広島県知事 横 田 美 香

1 実施する検定職種及びその等級

技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検 定 職 種	作 業 名	実施する等級
さく井	ロータリー式さく井工事作業	1、2
鑄造		特
金属熱処理		特
機械加工		特
	普通旋盤作業	3
非接触除去加工		特
金型製作		特
	プラスチック成形用金型製作作業	1、2
金属プレス加工		特
工場板金		特
	機械板金作業	1、2
	数値制御タレットパンチプレス板金作業	1、2
めっき		特
ロープ加工	ロープ加工作業	1、2
仕上げ		特
機械検査		特
	機械検査作業	1、2、3
ダイカスト		特
電子回路接続	電子回路接続作業	単一
電子機器組立て		特
	電子機器組立て作業	3
電気機器組立て		特

電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	3
シーケンス制御	シーケンス制御作業	1、2、3
半導体製品製造		特
プリント配線板製造		特
自動販売機調整		特
	自動販売機調整作業	1、2
時計修理	時計修理作業	1、2、3
光学機器製造		特
内燃機関組立て		特
	量産形内燃機関組立て作業	1、2、3
空気圧装置組立て		特
	空気圧装置組立て作業	1、2
油圧装置調整		特
	油圧装置調整作業	1、2
建設機械整備		特
農業機械整備	農業機械整備作業	1、2
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	1、2、3
婦人子供服製造		特
	婦人子供既製服縫製作業	1、2
紳士服製造		特
和裁	和服製作作業	1、2、3
家具製作	家具手加工作業	3
紙器・段ボール箱製造	貼箱製造作業	1、2
プリプレス	DTP作業	1、2
プラスチック成形		特
	射出成形作業	3
強化プラスチック成形	ビニルエステル樹脂積層防食作業	1、2
パン製造		特

菓子製造	洋菓子製造作業	1、2
	和菓子製造作業	1、2
建築大工	大工工事作業	1、2、3
かわらぶき	かわらぶき作業	1、2、3
配管	建築配管作業	1、2、3
	プラント配管作業	1、2
型枠施工	型枠工事作業	1、2、3
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	1、2、3
	鉄筋組立て作業	1、2
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	1、2
防水施工	アスファルト防水工事作業	1、2
	合成ゴム系シート防水工事作業	1、2
	塩化ビニル系シート防水工事作業	1、2
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	1、2
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	1、2
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	1、2
自動ドア施工	自動ドア施工作業	1、2
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	単一
ガラス施工	ガラス工事作業	1、2
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	1、2、3
	機械製図C A D作業	1、2、3
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	1、2、3
金属材料試験	組織試験作業	1、2
塗装	鋼橋塗装作業	1、2
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	1、2
舞台機構調整	音響機構調整作業	2

注 実施する等級の特、1、2、3及び単一は各々特級、1級、2級、3級及び単一等級を指す。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において、別に広島県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所

協会から別に通知する。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和8年11月27日（金）に協会において公表する。ただし、一部の職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
(1級及び2級) 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 (3級) 電気機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管、型枠施工	令和9年1月24日（日）
(特級) 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造 (1級及び2級) さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、強化プラスチック成形、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 (3級) 時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図 (単一等級) バルコニー施工	令和9年1月31日（日）

(2級) 舞台機構調整	令和9年2月3日(水)
(1級及び2級) ロープ加工、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ (3級) 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図 (単一等級) 電子回路接続	令和9年2月7日(日)

イ 実施場所

協会から別に通知する。

4 手数料

(1) 実技試験

広島県手数料条例（平成12年広島県条例第5号）に定める額

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 受検手数料振込金領収書（写し）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（写し）

エ 運転免許証、マイナンバーカード（特定在留カードを含む。）、その他の受検者が本人であることを確認することができる書類（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）（写し）

なお、個人番号及び被保険者等記号・番号等にはマスキング（黒塗り等）を施すこと。

(2) 提出先

広島県職業能力開発協会

〒730—0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ5階

電話（082）245—4020

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(4) 免除資格を有する者の受検申請

実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

(5) 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として1部につき180円分の切手を同封すること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記4(1)に定めた額）と学科試験の手数料の額（3,100円）の合計額を銀行振込によって協会に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

合格者の受検番号は、令和9年3月12日（金）午前9時に、広島県のホームページに掲載する。

(2) 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会が令和9年3月12日（金）に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級、単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書、2級及び3級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、この他、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

8 技能検定についての問合せ

広島県商工労働局職業能力開発課

〒730—8511 広島市中区基町10番52号

電話（082）513—3431（ダイヤルイン）

広島県職業能力開発協会

〒730—0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ5階

電話（082）245—4020